

令和元年7月1日

発 言 者	発 言 要 旨
渡辺委員   住宅対策主幹	<p>民法の改正を受けて、平成30年に公営住宅管理標準条例（案）が改正された。山形県県営住宅条例も今年度中の改正を検討していると聞いている。条例を改正する際、連帯保証人についてどのように対応するのか。</p> <p>県営住宅は公営住宅法に基づき、収入が少なく住宅の確保が困難な方を対象として、低廉な家賃で提供している。</p> <p>国土交通省では、公営住宅管理標準条例（案）を平成30年3月に改正している。主な改正内容は、連帯保証人を確保できないため公営住宅に入居できない事態が生じないように、「公営住宅入居時の連帯保証人を求める」という条文を削除し、連帯保証人に代えて家賃債務保証会社の保証を活用できることとしたもの。</p> <p>一方で、引き続き連帯保証人を求める場合には、改正民法が施行される令和2年4月以降、連帯保証人が保証する債務の限度額を設定する必要がある。現在、県営住宅の入居時には、県条例に基づき、県内に居住し入居者と同程度以上の収入がある2名の連帯保証人を求めているが、今後予定している県条例の改正に向けて、標準条例（案）の趣旨を鑑み、家賃債務保証会社の保証がある場合には連帯保証人を不要とすることや、連帯保証人の要件緩和、保証限度額の設定について検討することとしている。</p>
渡辺委員   住宅対策主幹	<p>標準条例（案）では保証人を義務化しないと規定しているが、県条例では家賃債務保証会社の保証が必要となっている。</p> <p>標準条例（案）の改正は、住宅に困窮している低所得者が、保証人が確保できないために入居できないという事態が生じないようにという趣旨で、連帯保証人を義務化しない規定にしている。</p> <p>家賃債務保証会社の保証は、会社に保証手数料を支払うことになり低所得者の負担が増える。県条例も標準条例（案）のとおり、連帯保証人を義務化しない旨の改正ができないのか。</p> <p>入居者が万が一滞納した時に備えて連帯保証をお願いしているが、連帯保証人は、債務保証以外の面でも、困り事がある際や、入居時の支援など、入居者が相談できる相手として期待できるのではないかと考えている。</p>
渡辺委員	<p>公営住宅では、公的な家賃債務保証を検討すべきではないか。国や地方公共団体、住宅支援協議会などと共同で、公的な家賃債務保証をする機関を作れないかと考えている。</p> <p>県条例の改正では、公営住宅提供の目的である、低所得者に安定</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渡辺委員	<p>的な住宅供給をするということを十分配慮してほしい。</p> <p>現在、県営住宅で家賃を滞納している人、家賃の減免を受けている人の状況はどうか。</p>
住宅対策主幹	<p>家賃の滞納状況は、平成25年度は219件、26年度は210件、27年度は166件、28年度は139件、29年度は135件と減少傾向である。</p> <p>家賃は法令で定められており、世帯収入や家族構成に応じて6段階に区分され、毎年度、入居者からの収入申告を踏まえ、家賃区分を決定している。なお、年度途中で世帯収入が減少した場合は、区分に応じた家賃まで減免する制度を設けている。家賃の減免の状況は、25年度は97件、26年度は90件、27年度は83件、28年度は81件、29年度は67件となっている。減免制度については、入居する際に説明するとともに、毎年の収入申告の際にも資料を配布するなど、減免申請の漏れがないように周知を図っている。</p>
渡辺委員	<p>平成26年に千葉県で家賃滞納による退去執行日に、母子の心中未遂事件があつて以降、国も民生部局との連携を十分行うように通知を出し、家賃の滞納者は減っていると聞く。</p> <p>現在は100件程度の滞納だが、十分な相談体制や、福祉制度につながるなどの対応が求められている。滞納が多額になる前に解決することで、保証人の負担も少なくなる。個人情報の問題はあるが、民生部局や市町村との連携を、望む方にはしっかり対応してほしい。</p> <p>また、今後も減免制度をしっかりと周知し、対象となる方の申請漏れがないようにしてほしい。</p>
住宅対策主幹	<p>入居者の減免制度の周知については、県の建築及び住宅担当部局を中心に行っているが、今後は県や市町村の福祉部局等にも減免制度をお知らせし、減免の申請漏れを防ぐための取組みをより一層進めていきたい。</p>
渡辺委員	<p>県営住宅の退去の際に、修繕費用が多額になり支払が困難との相談も多い。</p> <p>一般住宅では修繕費用は家主が負担するが、公営住宅では、畳の表替えや障子、襖、壁紙の修繕も退去者が負担するケースが多く、「時代遅れでおかしい」という声も多い。「退去の際に数十万の請求があり困った」という声もあり、入居者の立場で考えてほしい。</p>
相田委員	<p>移住コンシェルジュ（東京）が追加配置されるが、具体的な仕事は何か。また、どのような経緯で追加配置されるのか。</p>
地域活力創造室	<p>有楽町にある東京交通会館8階のふるさと回帰支援センターに各</p>

発 言 者	発 言 要 旨
長	<p>県でブースを設けており、県も移住コンシェルジュを一人配置し、土日を含め、首都圏からの移住希望者の相談に応じている。</p> <p>これまでは、コンシェルジュを窓口配置し、「待ちの体制」での相談が多かったが、7月2日から2人に増員し、山形の移住に関するPR、連携協定を結んでいる大学を訪問しての移住希望者の掘り起こし、首都圏のイベントでの相談など、外に出向いて対応する。一人体制の場合、相談が多い週末には相談時間が短くなっていたが、二人体制になることで相談時間が確保できる。</p>
相田委員	<p>昨年度の相談件数はどれくらいか。</p> <p>また、移住コーディネーター（県内）3名が、新規配置されたが、これまでコーディネーターは居なかったのか。</p>
地域活力創造室 長	<p>昨年度の相談件数は、県全体で約890件である。</p> <p>昨年度までは、市町村課内に移住相談員を配置していたが、今年度は移住コーディネーターを配置している。市町村に出向き、市町村からの要望を聞いたり、東京からの希望を市町村につなぐため、4月から1人配置しているが、本日から2人追加配置し、3人体制で活動していく。7月以降は、各ブロック単位でも担当してもらう予定である。</p>
相田委員	<p>大変良い制度だと思う。</p> <p>東京で、外に出向く人と相談を受ける人がおり、相談の結果、山形に移住するとなった際、山形のコーディネーターがしっかり機能すれば、より移住促進に向けた体制が強化されるのではないか。</p> <p>東京のコンシェルジュと山形のコーディネーターがしっかり連携し、各市町村につなぐという体制づくりをしてほしいがどうか。</p>
地域活力創造室 長	<p>6月から、東京のコンシェルジュと山形のコーディネーターが、Web会議で毎日意見交換し情報共有する取組みを始めている。山形のコーディネーターが4月以降に各市町村に出向くとともに、総合支庁単位の協議会にも出向き、そこで出た様々な課題について、東京のコンシェルジュと意見交換・情報共有を行っており、引き続き、充実した体制で対応していく。</p>
相田委員	<p>田舎暮らしを希望する方は多いので、相談件数は増加すると思う。相談した方が、できるだけ多く山形に移住するように力を入れてほしい。</p>
相田委員	<p>青壮年の引きこもりの方は、一度社会に出てから引きこもる例もあれば、小さい時の不登校が原因で、そのまま引きこもるという例もあると思う。県内の小学校、中学校の不登校の状況はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
義務教育課長	<p>文部科学省によれば、平成29年度に年間30日以上欠席があった児童生徒数は、小学校が県全体で219人（前年比17人増）、中学校が801人（前年比49人増）であり、各小中学校において、欠席しがちな児童生徒には丁寧に対応している。</p>
相田委員	<p>各市町村教育委員会の対応が主となるが、県教育委員会としてこの数値をどう捉えているのか。各市町村教育委員会に任せているのか、何とか手を打つ必要があると考えているのか。</p>
義務教育課長	<p>不登校の子どもに加え、保護者や家族も不安な気持ちを抱えていると推測されるので、これだけ多くの子どもが不登校になっていることは真摯に受け止めなければいけない。</p> <p>市町村教育委員会が不登校に対する様々な施策や人の配置をしているが、県教育委員会では共通の認識を持って支援するとともに、連携して対応していく必要があると捉えている。</p>
相田委員	<p>登校をしないと選択した子ども、登校したくても出来ない子ども、それぞれの対応があると思う。登校したくてもできない子どもに対しては、規模の大きい自治体には適応指導教室があり、そこに通えば出席と認められる。適応指導教室の指導員が、学校への橋渡しをするが、その間に入る教育相談員や専門員がいるかいないかは非常に大きい。</p> <p>米沢市は県からの補助を活用し、教育相談員を多く配置しているが、毎年予算が削られて、人を配置できず、子どもの受入れが減った。結果、不登校の子どもが増えている。県として人の配置をする予算を県として確保してほしい。各市町村の状況をしっかり調査したうえで、不登校の増加率が多い市町村、不登校の子ども数は少ないが、予算をつける必要がある市町村を把握し、必要なところに予算を充てないと、不登校の子どもは減らないと考えるがどうか。</p>
義務教育課長	<p>不登校児童生徒の対応については、学校を欠席している子どもや欠席しがちな子どもへの対応と、未然防止に向けたすべての子どもへの対応の両面から支援していく必要がある。学校を欠席しがちな子どもについては、家庭を支援することが子どもの登校につながるから、各教育事務所から社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持ったスクールソーシャルワークコーディネーターを、今年度は9つの市町村教育委員会に派遣している。</p>
相田委員	<p>今後、スクールソーシャルワークコーディネーター派遣の要望が増える場合、対応できるのか。</p>
義務教育課長	<p>コーディネーターは基本2年間の配置である。2年間の配置が終</p>

発 言 者	発 言 要 旨
今野委員	<p>了した市町村では、市町村独自で予算を組んでおり、有効性は認識している。課題は資格を持っている人の確保であり、その部分については、社会福祉協議会と相談しながら進めていく。</p> <p>児童虐待の発生予防について、これまで行った効果的な取組みを教えてほしい。</p>
子ども家庭課長	<p>児童虐待防止のため、関係機関が連携して根絶に向けて取り組んできた。発生予防については、乳児家庭全戸訪問事業を全市町村で実施しており、生後4か月までの乳児全家庭を訪問し、親子の心身の状況を把握している。</p> <p>また、特に妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない相談支援に力を入れており、市町村への子育て世代包括支援センターの設置を進め、今年度中に全市町村で設置できるよう支援している。</p> <p>センターでは、出産後も支援が必要な特定妊婦の把握をしており、全市町村で設置している要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童と家庭の個別ケースについて情報を共有し、支援方針及び役割分担を協議しながら支援を行っており、早期発見や支援に効果を上げていると考えている。</p>
今野委員	<p>効果を上げているということだが、具体的にどのように効果が上がっているのか。具体的な数値があれば教えてほしい。</p>
子ども家庭課長	<p>具体的な数値はないが、要保護児童対策地域協議会において対応するケースが増加しており、児童虐待を未然に防止するという点で効果を上げていると認識している。</p>
今野委員	<p>児童虐待が起こる原因をどのように考えているか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童虐待の原因は様々な要因がある。育児の不安や経済的な不安など、様々な理由が重なり合い虐待が発生していると考えている。</p>
今野委員	<p>児童虐待が発生した場合は、具体的にどのように対応するのか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童虐待の通告があった場合には、児童相談所又は市町村において児童虐待を認定する。児童相談所で認定した場合には、児童相談所の専門職員が、家庭、子どもへ個別の対応をとっている。市町村で認定した場合には、個別のケースに応じて、要保護児童対策地域協議会で、児童相談所を含む関係機関が連携し、支援方針、役割分担を決める等しながら対応している。</p>
今野委員	<p>果たしてそれがうまく機能しているか疑問に思う時がある。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
子ども家庭課長	<p>現在、虐待と思われる子どもがいる場合、児童相談所へ連絡がいくが、児童相談所でペアレント教育を受けたり、個別訪問を受けているさなかに、子どもが事件を起こして、警察と関わりを持った場合、連携がスムーズに取れているか疑問に思う時がある。家庭からみれば、子どもがどうなっているのか、これからどうするのか、自分達はどうしたらよいのか等の悩みを抱えているので、対応が遅いと感じる。</p> <p>児童相談所と関係機関との連携は、スムーズに取れているのか。</p> <p>関係機関の連携の大きな流れとしては、市町村、児童相談所及び学校等の教育機関の対応となる。関係機関の連携では、平成24年に知事と教育委員会、警察本部で、児童虐待の予防及び早期発見並びに被害児童の安全確保のための連携に関する覚書を締結しており、情報共有しながら、関係者が集まって個別ケースに対応している。</p> <p>特に警察との連携では、昨年7月の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策において、児童相談所と警察との情報提供の強化が徹底されたことを受けて、昨年12月に警察本部と県とで情報共有の強化のための合意書を交わしており、具体的に共有する情報を明文化したうえで連携をさらに強化している。</p>
今野委員	<p>県内には2つの児童相談所が設置されているが、様々な事例を抱え、様々な機関と連携をしている中で、2つで本当に対応しきれているのか。今後の児童相談所の対応について、人的配置、職員の資質向上もそうだが、課題をどのように捉えているか。</p>
子ども家庭課長	<p>児童虐待が増加しており、その根絶に向けて国を挙げて対応しているところである。昨年7月に策定された児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の中で、児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、2022年度までに全国で2,000人超、児童相談所の児童福祉司を増加することが示されている。児童相談所の児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県で定めるとされており、これを受けて県の規則で定めておる。これまでは4万人に1人の配置だったが、新プランでは3万人に1人の配置とされており、県も規則の改正をしながら対応していくため、現在、関係部局と調整している。</p>
今野委員	<p>家庭の状況も様々で、これまでは親の教育や子どもの支援で収まるケースも、現在は祖父母も孫の事が心配ということで頑張るケースもある。児童相談所も親が中心というスタンスだったが、中を取り持つ祖父母についても、児童相談所が対応しないといけない時代になっている。一緒には住んでいないが、祖父母が対応するにはどうしたら良いかという相談に乗っていく体制も必要と思う。そうい</p>

発 言 者	発 言 要 旨
子ども家庭課長	<p>う意味ではきめ細かな対応が必要と考える。</p> <p>そのような状況で、県内2つの児童相談所で足りているのか。児童福祉司は、私が教員だった時代には1人で70人の子どもに対応していたが、今は倍以上の子どもに対応している。その中で、児童相談所の職員一人一人がきめ細かな対応をしているので大変だとは思いますが、より一層対応していかないといけない。児童相談所の職員は一所懸命対応しているが、瞬時の対応を求められることが多い。児童相談所の職員数については、どのように考えているか。</p> <p>児童相談所の児童福祉司の数は、4万人に1人の基準を適用すると29人であり、現在の定員も29人となっている。</p> <p>しかし、児童虐待の件数も大幅に増えているので、児童福祉司は対応に苦勞している。困難なケース、時間がかかるケースも抱えており、児童福祉司にかなり負担がかかっていると認識している。そして、苦勞しながらも丁寧に対応しているものと認識している。</p> <p>新プランでは、児童福祉司を増員することになり、児童虐待以外のケースを含め、対応件数を50件から40件に減らし、丁寧に対応できるようにするとされている。また、職員の資質の向上に向けて、若手職員に対する中堅職員のサポートやチームによるサポートなどを通して、効果的な支援ができるよう対応していきたい。</p>
菊池（大）委員	<p>県内の子ども食堂の開設状況はどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>令和元年5月1日現在、9市3町で29か所開設されている。平成30年5月30日現在では8市20か所であり、9か所増えている。</p>
菊池（大）委員	<p>この1年間で止めた事業者はあるのか。</p>
子ども家庭課長	<p>平成30年5月30日現在の20か所のうち1か所のみ止めている。</p>
菊池（大）委員	<p>どういう理由で止めたのか。</p>
子ども家庭課長	<p>詳細については把握していない。</p>
菊池（大）委員	<p>今年度の新事業で、子ども食堂の運営経費に助成しているが、申請件数及び交付決定件数はどうか。事業者によっては障がい者や高齢者も一緒に食事を取る形もあるが、障がい者等が参加する場合の交付する基準は異なるのか、月額定額なのか。</p>
子ども家庭課長	<p>今年度、新規で実施する「子ども居場所づくり運営支援事業」については、5月29日から6月24日まで募集を行った。交付申請件数は22件となっている。補助対象経費は食事の提供に要する食材の購</p>

発 言 者	発 言 要 旨
菊池（大）委員	<p>入費、会場使用料、ボランティア活動保険等の保険料などであり、助成額は開催1回当たり上限1万円、年間上限12万円としている。</p> <p>県内の子ども食堂は、子どもだけでなく、その保護者、高齢者を対象とするなど、様々な取組みがある。子どもに無料あるいは低額で食事を提供するのが大前提だが、食事の提供だけでなく、宿題等の自主学習などの学びの支援、地域住民や子ども同士の交流の体験なども併せて活動することを要件としている。</p> <p>また、年間計画があり、6回以上の実施、かつ地域の実情に応じて広く参加者を募集するという要件を満たせば助成する。</p> <p>子ども食堂は、孤食を防ぐためのものであり、広く参加者を募っていいものなのかと疑問に思っている。</p> <p>実態調査のアンケートなどを見ると、保護者は、社会的な交流や人的交流を求めている。参加させたくない理由の中に「参加すると貧困と思われるのが嫌だ」というものがあり、救わないといけないのはこの部分だと思う。実は参加させたいが、参加すれば貧困というイメージをつけられる。その人たちを救っていかねばいけない。しかし、実際に居場所をつくと、そこに社会ができる。孤食や学校に馴染めないという子どもがいる中で、2次的に公共の場として交流を実施している人をサポートするのは理解できるが、子ども食堂に様々な方が参加して、本来、参加させなければならない人が参加しづらくなってはいけないと考える。その点を今回出来たサポートセンターがフォローアップするのか注目しているがどうか。</p>
子ども家庭課長	<p>現在実施している29か所の子ども食堂は、貧困対策にとどまらず、孤食を防ぐという考え方や、様々な方と交流して、子どもの居場所をつくるという考え方で実施していると認識している。</p> <p>本当に支援が必要な人に対する対応としては、本日開設する子ども居場所づくりサポートセンターにおいて、子ども食堂の設置を促進するほか、地域コーディネーターの養成を進める。コーディネーターは市町村における子どもの居場所づくりを促進するのが大きな役割だが、子ども食堂に、支援が必要な子どもをつなぐ役割も担う。また、市町村では様々な支援を行っているので、支援が必要な方をそうした市町村の支援につなぐ橋渡しを担う地域コーディネーターを養成しながら、支援が必要な方に対し必要な支援が提供されるように努めていく。</p>
菊池（大）委員	<p>孤食を防ぐ目的なら、月1、2回提供するのではなく、本来、平日に提供することが必要である。親が帰るのが遅い子どもが、夕食の時間に食事ができるよう救っていかないといけないが、様々な要素が集まる場所に行かなくてはならず、そうした子の居場所を奪っていると思う。サポートセンターを通じて、色々な要件をつけず</p>



発 言 者	発 言 要 旨
矢吹委員	<p>に、保護者のニーズを参考にして、本来参加させなければならない子どもが参加できるよう進めてほしい。</p> <p>若者定着回帰について、IターンよりはUターンの方がハードルが低く、そこにいかに力を入れるかが重要である。大学卒業者には力を入れているが、東京で働いて、「東京はもういい」という人をターゲットにするのも重要と考える。30歳位又は結婚して子どもができそうだが、「東京は子育てしづらいので山形に帰って子育てしたい」という人や、「独身のうちに山形に帰り、就職、結婚したい」という人などについて、30歳から40歳位までを重点的にターゲットにするのも有効と考えている。各地で同窓会への支援をしているが、婚活も県内の人だけでなく、東京に出て行った人にアプローチをしたり、地元に残っている親にアプローチすることも有効なのではないか。様々な手段を使いながら、30歳超の人に対するアプローチが有効になると思うが、どのような取組みをしているのか。</p>
地域活力創造室長	<p>昨年約890人の移住相談があったが、移住希望者の年代を見ると、30代の相談が約25%で一番多い。次に20代で21%、40代を含めると全体の約6割を超える状況である。全国的に田園回帰ということで、地方へ定着する流れがある中で、県でも移住促進を進めていく。相談の内容で一番多いのが就業関係である。東京事務所内のUターン情報センターの相談員5人が、有楽町の交通会館に、毎日1人ずつローテーションで来て、企業の情報や具体的な求人を提供し、仕事のマッチングをしている。また、子育て世代向けの支援策は、移住コンシェルジュを通して、移住者が活用できる支援を個別のニーズに応じて丁寧に情報提供している。</p> <p>今年度後半に移住の総合支援ガイドを作成予定であり、具体的な仕事の情報や、移住した体験者の紹介、子育て支援の情報などをすべて盛り込み、山形暮らしをトータルで紹介したいと思っており、各部局や市町村と連携して取り組んでいきたい。</p>
矢吹委員	<p>コンシェルジュと話して、東京に住んで高い生活費を払うより山形に住んだ方が実は豊かな生活ができるということに気づくこともあると思うので、今回の事業はとても良いと思う。</p> <p>ある会社では、東京に異動になる場合、「東京に左遷する」と言い、皆本気で嫌がると聞く。「東京に行くのは格好悪い」というくらいの雰囲気を作ることが必要と思う。</p>
矢吹委員	<p>スケートで世界に通用する人材が山形から出ても、山形に就職先がなく、山形ゆかりの人だが山形にはいないという方もいる。</p> <p>トップクラスの人材であれば、佐賀県ではスポーツ人材にUターンしてもらおう事業を始めている。LS北見（ロコ・ソラーレ）を参</p>

発 言 者	発 言 要 旨
競技力向上・アスリート育成推進室長	<p>考に、地元の企業とマッチングしている。</p> <p>トップクラスにはなれなかったが、例えば「サッカー等で指導員として関わって行きたい」という人材からも山形へ戻ってきてほしいが、それには様々な要素が関わってくると思う。例えば、「部活動の外部指導員をお願いするから帰ってきてくれ」という話になっても、外部指導員だけでは生活できないため、昼間は介護士、保育士として働いてもらう。人材が足りない分野とスポーツ指導員をマッチングさせることにより、ある程度豊かに暮らせる。</p> <p>スポーツ人材が帰ってくる場所を作ることで、子どもたちにも高いレベルでのスポーツ指導ができたり、部活動を任せることで、中学校の先生の多忙化を防ぐなど、様々な要素が関わり得る。これは明治大学の学生が提案したものだが、地方にとっては可能性のある話であると思う。スポーツ人材に、「山形県に来て活躍してほしい」と言えるような移住促進があっても良いのではないかと。</p> <p>本県のスポーツ指導者の多くは、平成4年のべにばな国体の際に指導者となった方や、選手が指導者になった方がほとんどであり、指導者の高齢化という課題もある。</p> <p>トップアスリートが県内に戻ってくることが、次世代の子どもたちの大きな夢、希望になる。また県民への元気・活力を与えると考えている。企業各社とマッチングを図る取組みなど、どのような形が山形スタイルとして適しているのか、国の取組みと比較しながら、構築に努めていきたい。</p> <p>全国で19都道府県がこの取組みを行っており、佐賀県は今年度から実施して4年後に国体を迎えることから、アスリート確保という面も含まれている。県も指導者の確保に向けて、今年度は山形県企業スポーツ連絡協議会に加盟している47社へのアンケート調査を含め、山形スタイルの確立に向け取り組みたい。</p>
矢吹委員	<p>スポーツに生涯関わっていききたいという人材が、スポーツにだけ従事しないといけない時代ではない。人材が不足している事業者もあるため、夕方から抜け出してスポーツ指導に当たるなど、うまくマッチングできればと思う。フレキシブルな副業のあり方も含めて考えることが、Uターン、Iターンだけでなく、県内のスポーツ人材が山形へ戻るために必要と思う。自由なスポーツとの関わり、仕事とのバランスの取り方を考えることにより、若者定着につながると思うので検討してほしい。</p>
伊藤委員	<p>最上総合支庁では、オール最上若者定着人材確保推進会議を設置し、最上全域で育った子ども達の地元定着に一生懸命取り組んでいる。健康福祉、教育委員会、商工労働など、チームを組んで実施しないと進まない。特に最上地域では、「女子を地元に着してもら</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p data-bbox="188 1055 387 1093">高校教育課長</p> <p data-bbox="188 2013 323 2051">伊藤委員</p>	<p data-bbox="446 188 1441 360">うとともに、福祉関係、介護の人材を育てよう」ということで、今月の7月9日に、高校生を対象として医療福祉座談会、中学生を対象とした「進路を考える学習会～めざせ医療の仕事～」を新庄市八向中学校、明倫中学校で行っている。</p> <p data-bbox="446 371 1441 591">最上地域は、面積は広いが人は少ないので、このような取組みが出来るが、村山地区や庄内地区での実施は難しいと思う。しかし、小学校・中学校ではキャリア教育をしながら、高校ではインターンシップという流れをしっかりと作る必要がある。こうした場合、どこが司令塔になるかがなかなか見えてこないおそれがある。</p> <p data-bbox="446 602 1441 725">最上地域では実績を上げつつあると思うが、どのように捉えているのか。県庁に情報が来て、県庁ではどのように取組みを行おうという横の連携はどうなっているのか。</p> <p data-bbox="446 736 1441 1003">インターンシップについては、生徒が「この会社に行きたい」と新庄の工業団地に行くが、必ずそこに就職できるわけではない。インターンシップの受け手の企業とどういう関係を作っていくかが大事である。もっと強力に推し進めてほしい。就職率がいいと言いながら、県外に就職することもあるので、整合性をどう図っていくかが大事である。</p> <p data-bbox="446 1059 1441 1550">地域と企業、自治体とのつながりについては、今年度から文部科学省の地域と協働による高等学校教育改革推進事業が始まっており、学校、自治体がコンソーシアムの中心として連携を進めていくものである。新庄・最上地区では新庄北高等学校を中心にコンソーシアムを作り、自治体・教育事務所を通じて、地元の企業と連携しながら、地元のことを理解し、考えていくという事業がスタートした。他に山形東高等学校、小国高等学校も採択されているが、新庄・最上地域の取組みは国からも評価されており、「地域と協働による高等学校教育改革推進事業として文部科学省のHPに掲載させてほしい」という話もある。新庄・最上地区では、総合支庁が中心となり、地域、高校生とのつながりを様々な形で事業化している。</p> <p data-bbox="446 1561 1441 1962">高校生が社会に出て、様々な取組みをしており、去年は、県全体で35公立高等学校の延べ4,924人が2,381の企業でインターンシップを体験した。事業所の方からは、「地域を担う子どもたちをみんな育てたい」という前向きな言葉をいただいた一方、「受入れ事務所の負担が大きい」という意見もある。また「特定の企業に集中する」という意見もあったことから、基本的に生徒が行きたいところに行ってもらうことにしているが、学校と企業が様々な課題を話し合う場として、県内4地区に地域連携協議会を設けている。その場でも、特定企業に集中しないよう協議していければと考えている。</p> <p data-bbox="446 2018 1441 2098">インターンシップに何人参加して何人就職したのか、執行部の皆さんは知っているのか。そういう情報を執行部の中で共有してほし</p>

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	<p>い。あとは女子に地元へ定着してもらえる取組みをお願いしたい。</p> <p>放課後児童クラブの実態はどうか。</p>
子育て支援課長	<p>放課後児童クラブは、文部科学省所管の放課後子ども教室と、厚生労働省所管の放課後児童クラブがあり、そのうち放課後児童クラブは、親が日中働いており、家に帰った時に誰もいないという子どもを対象に、学校が終わってからの生活の場となっている。</p> <p>現在、県内に318のクラブがあり、30年度は1万4,500人の子どもが通っており、10年前と比べて約1.8倍になっている。共働き率が高い山形県だが、3世代同居の割合も減っており、放課後児童クラブに通わせる方が年々増えている。</p>
星川委員	<p>放課後児童クラブの支援員は人数が少なく苦勞している。配置基準はどうなっているのか。</p>
子育て支援課長	<p>放課後児童クラブは、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度において、市町村の事業として定められたもので、配置基準については、国の基準に基づいて市町村が条例で定めている。常時2人以上必要であり、その中で職員のやりくりをしている。</p> <p>人数がなかなか確保できない場合があることから、市町村の状況に応じては、必ず2人でなくても1人でいいという緩和の動きが出てきているが、子どもたちが安全に放課後の時間を過ごすことができるように定められた基準であり、安全が確保できる人数を配置するのが基本である。市町村では、苦勞しながら人材を確保して運営している。</p>
星川委員	<p>特に支援員が1人、2人の場合、子ども達が多ければ多いほど、宿題、運動の手伝いなど、大変な苦勞がある。今後、市町村に対してもアドバイスが必要と思うがどうか。</p>
子育て支援課長	<p>障がいがあるなど様々な子どもがいるため、支援員の方々は苦勞されている。処遇改善については、もともとが高い給料でないため、国の処遇改善の補助金が整備されおり、これを活用していきたい。また、該当しない部分は、県単独で処遇改善の事業を行っていく。支援員の資質向上のため、今年度までに研修を受けることが義務付けられており、県も研修会を開催し、研修を受けることができるようにサポートをしていきたい。</p>
星川委員	<p>今後も市町村へアドバイスをしてほしい。</p>